

社会福祉法人 現況報告書提出に係る ご説明

- I. 今後の予定と留意事項について
(必ずご覧ください)

令和6年5月
藤岡市元気長寿課指導監査係

説明動画の構成と目次

- ▶ I. 今後の予定と留意事項について（必ずご覧ください）
 - ※ 本動画です
 - 1. 現況報告書の提出について
 - 2. 前年度指導監査の結果を受けて
 - 3. 参考資料
- ▶ II. 現況報告書の入力時に留意すべきことについて
- ▶ III. 社会福祉法人改革の概要について（初任者向け）



現況報告書の届出について

～届出期日のほか、去年差戻しの多かった事例をお知らせします～

現況報告書の届出①

■ 通知時期

令和6年5月29日に法人メールアドレスへ送付しております

■ 通知内容

- ①提出依頼文 ②計算書類等及び財産目録等届出書類一覧表
- ③社会福祉法人会計基準の構成 ④根拠法令等その他参考資料

現況報告書の届出②

▶ 届出締切日

令和6年6月30日

※WAM-NETは休日でも届出が可能です。決算書を藤岡市元気長寿課へ持参する場合は土日祝日を除く8時30分～17時15分までに行ってください

▶ 届出方法

- ①WAM-NET内「財務諸表等電子開示システム関係連絡板」へのデータのアップロード
- ②データアップロードとは別に、貴法人の**決算書**を当市メールアドレスまで送信いただくか、藤岡市元気長寿課へ直接ご提出ください

留意事項

- ▶ 財務諸表等電子開示システムにおいて届出を行うと、法人情報が自動的に公表されることとなります
 - ▶ 届出を行う直前に、下記のことをもう一度ご確認ください
- ① 公表用書類に個人情報（役員の住所など）が誤って記載していないか
 - ② 財務諸表の入力内容と計算書類が異なる

差戻し（補正依頼）の多い事項

- ▶ 拠点区分とサービス区分が実態に即していない
- ▶ 入力後の計算書類のうち、「予算」「前年度」「内部取引消去」の欄に入力漏れがある
- ▶ 理事、監事、評議員が4月1日現在の情報でない
- ▶ 「ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」について、「会計に関する専門家の活動状況」に入力を行う場合は、報告書を所轄庁へ提出していない



前年度指導監査の結果を受けて

～昨年度中において指摘が多かった事項をご紹介します～

法人代表の重任登記や資産総額の変更登記について、法定の期限が遵守されていなかった

- ▶ 登記期日は、以下の表に示すとおりです（組合等登記令第3条）

変更内容	期限
法人の登記（選任・重任） ※法人登記簿の目的及び業務、名称、 事務所の所在変更の場合も同様	変更があったときから2週間以内
資産総額の変更登記	毎事業年度末日から3か月以内

- ▶ 特に、理事長変更届も忘れずにご提出ください。



評議員会（理事会）の省略が行われていたが、評議員（理事）全員の同意が確認できなかった①

- 評議員（理事）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会（理事会）の議決があったものとみなされます。その場合は、同意書の保存（10年）、議事録の作成・保存が必要になります。全評議員（理事）から同意がとれない場合は、評議員会（理事会）を開催して議決する必要があります。

（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、
法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）



評議員会（理事会）の省略が行われていたが、評議員（理事）全員の同意が確認できなかった②

- ▶ 「決議の省略」の同意は、「決議の目的となる事項（議題）の提案内容についての同意（賛成）」であり、「決議の省略を行うことへの同意」ではありません。
- ▶ 「決議の省略があったものとみなされた日」は、同意書の作成日や記入日ではなく、同意書が全て出揃った日（＝最後の理事（評議員）の同意書が法人へ届いた日）となります。

※同意書の書面に**あらかじめ日付印字のある例**が見受けられますが、理事（評議員）自身が記入できるよう空欄にする等適正性の確保をお願いします。

議事録（理事会・評議員会）の必要事項の一部が記載されていなかった①

- ▶ 理事会、評議員会を開催した場合の議事録の記載事項は次のとおりです。

種別	記載事項	根拠法
理事会	①理事会が開催された日時及び場所 （リモート出席の場合の方法を含む） ②理事長以外が招集した場合（省略事項） ③理事会の議事の経過の要領及びその結果 ④決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名 ⑤利益相反取引等を行った理事による報告・特定の場合の監事による報告（省略事項） ⑥理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の氏名 ⑦理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称 ⑧理事会の議長が存するときは、議長の氏名	施行規則第2条の17第3項

議事録（理事会・評議員会）の必要事項の一部が記載されていなかった②

- ▶ 理事会、評議員会を開催した場合の議事録の記載事項は次のとおりです。

種別	記載事項	根拠法
評議員会	①評議員会が開催された日時及び場所 （リモート出席の場合の方法を含む） ②評議員会の議事の経過の要領及びその結果 ③決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 ④監事または監事を辞任した者による特定意見 （省略事項） ⑤評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称 ⑥評議員会の議長が存するときは、議長の氏名 ⑦議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	施行規則第2条の15第3項

議事録（理事会・評議員会）の必要事項の一部が記載されていなかった③

- ▶ 特に評議員会の『議事録の作成に係る職務を行った者の氏名』は多くの法人において記載漏れが見受けられます。
- ▶ 理事会での監事の意見は、必ず議事録に記載する必要があります。また、評議員会においても、監事の意見を必ず記載しなければならないものもありますので注意が必要です。

会計責任者と出納職員との兼務をしていた

- 法人の予算の執行及び資金等の管理に関しては、会計責任者と出納職員の兼務を避けるなどの内部牽制体制に配慮した業務分担に努めてください。
- 会計責任者を理事長が任命することや、理事長の任命する出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証ひょう書類の保存等会計処理に関する事務を行わせること等については、業務分担を定めた規程等により明確化することも有効です。

計算関係書類等に漏れや記載誤りがある①

- ▶ 拠点区分やサービス区分に記載漏れ
- ▶ 計算書類・附属明細書に記載漏れ
 - (例) 基本財産およびその他の固定資産の明細書について固定資産を所有している本部拠点分を作成していなかった
 - (例) 借入金明細書における「**利率**」「**支払利息**」「**担保資産**」の欄
 - (例) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書における「**使用目的**」の欄
- ➔ 実際に法人で作成している計算書類と整合することが重要

計算関係書類等に漏れや記載誤りがある②

- ▶ 注記の「該当がなくても省略できない」項目を省略していた
- ▶ 経理規定に定めている内容が遵守されていない
(例) 小口現金の限度額超過
- ▶ 【令和3年度改正】法人全体の注記の「15」合併または事業の譲渡もしくは事業の譲受けの項目が追加

契約締結に際し、入札・見積合わせの手続を行っていなかった①

- ▶ 社会福祉法人が随意契約を行う場合は、下記基準に基づき行います。※価格による随意契約の場合

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」 (雇児総発0329第1号)

◆会計監査を受けない法人の場合	設置費用等を含めた契約予定価格が 1,000万円 を超える契約は入札が必要
◆契約予定価格(総額)が1,000万円以下の場合	設置費用等を含めた契約予定価格が 1,000万円 以下の場合、3者以上の見積合わせが必要
◆契約の種類に応じ、契約予定価格(総額)が右記金額以下の場合	2者以上の見積合わせが必要。 ・工事又は製造の請負...250万円 ・食糧品、物品等の購入...160万円 ・その他の契約(業務委託、リース等) ...100万円

契約締結に際し、入札・見積合わせの手続を行っていなかった②

- ▶ 契約予定価格が入札や見積合わせを必要とする契約案件で、特定の1者と契約を締結する場合

国の通知や経理規程に定める、合理的な理由が必要です。随意契約を行う合理的な理由を明確に記載した稟議書等を作成し理事長等の承認を得る、又は定款等に基づき理事会において審議、承認を得る等法人組織として意思決定を行い、経過を記録に残します。

- ▶ 長期にわたって継続している契約の適切な見直し

継続的な取引を随意契約で行う場合は、契約更新時期に、その内容や金額が適切かどうか見直しを行ったうえで、随意契約を行う合理的な理由を明確に記載した稟議書等を作成し理事長等の承認を得る、又は定款等に基づき理事会において審議、承認を得る等法人組織として意思決定を行い、経過を記録に残します。

参考資料

① 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/houjin/>

② 「指導監査ガイドライン」の活用

適正運営のため、法人運営のチェックリストとして御活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13322.html

「PDF：平成29年4月27日厚生労働省社会・援護局長等通知（最終改正：令和4年3月14日）社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について[1 MB]」（※通知内の「別紙」が「指導監査ガイドライン」です。）



最後までご視聴いただき ありがとうございました

アンケート調査の回答にご協力ください。
概要欄のURLからご回答をお願いいたします。

本動画は下記の人工音声を使用しています

VOICEVOX:四国めたん